

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

◇保険会社の破たんに備え

## 大蔵省が相互扶助機関を検討

大蔵省は、保険会社の保険金支払いが困難になった場合に備え、契約者保護のための相互扶助機関を設立する検討を始めた。

現在の保険業法では、保険会社が経営破たんに陥ったときは、大蔵大臣が保険契約を他の会社に移すことを命じる「強制移転権限」が盛り込まれている。同省はこの条項の廃止を検討しており、業界に独自の契約者保護策を求めることにした。

この相互扶助制度は、銀行などの預金者保護をめざした預金保険機構などを参考にしたもの。保険各社が資金を拠出し、ある会社が経営破たんに陥り、他の保険会社がその会社を吸収合併したり、保険契約を引き継いだりする際に、その資金の提供を受ける仕組みが想定されている。

預金保険機構の場合は、銀行が破たんした場合、預金者に対し1千万円を上限に払い戻すほか、破たんの金融機関を引き継ぐ金融機関に対し、負債の一部補てん資金として使われる。

これに対し保険業界の相互扶助制度は、契約者に直接払い戻すのではなく、破たん会社から他の会社が契約を引き継ぐ際の負債の補てん資金に使う方向になりそうだ。

大蔵省がこういった機関を検討しているということは、危ない保険会社があるということかも。

あなたの加入している保険会社は大丈夫？

## ◇贈与税申告書受付始まる

贈与税は、個人から財産を贈与により取得した個人に、課税される税金です。

会社から個人が、贈与を受けた場合には、一時所得として所得税が課されますので、贈与税はかかりません。

贈与税は、1年間に、贈与を受けた財産の合計を基に計算されるので、財産の取得時期が問題となります。

「財産の取得時期」は次のとおり、その取得の態様により扱いを異にします。

- | (取得の形態)     | (取得時期)                           |
|-------------|----------------------------------|
| ・口頭による贈与……  | 贈与の履行の時                          |
| ・書面による贈与……  | 贈与契約書の作成時                        |
| ・停止条件による贈与… | 条件が成就した時                         |
| ・贈与の日が      |                                  |
| 明確でない贈与……   | 登記・登録・名義<br>変更があった時              |
| ・農地等の贈与……   | 農地法の規定による<br>許可、又は届出の効力<br>が生じた日 |

申告書の提出期限は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までとなっています。

提出先は、贈与を受けた者の住所地を所轄する税務署です。